原判決を次のとおり変更する。

控訴人は被控訴人に対し、被控訴人から金一三、〇〇〇円の支払を受け 取るとともに、豊中市大字ab番地ノc地上家屋番号a第d番ノのe木造瓦葺平家 建居宅建坪九坪三合二勺を明け渡せ。

控訴人は被控訴人に対し昭和二六年八月一日から昭和二七年四月二四日 まで一ケ月金二八九円の割合による金員を支払え。

被控訴人のその余の請求は棄却する。

訴訟費用は第一、二審を通してこれを二分し、その一を被控訴人の、そ の余を控訴人の負担とする。

この判決は被控訴人勝訴の部分に限り、金一万円の担保を供するときは 仮に執行することができる。

控訴人が金一万円の担保を供するときは前項の仮執行を免れることがで きる。

控訴代理人は「原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す。被控訴人の請求を棄却す る。訴訟費用は第一、二審も被控訴人の負担とする。」との判決を、被控訴代理人 は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述は、被控訴代理人が「被控訴人が承継した賃貸借は昭 和二〇年一一月訴外Aと控訴人間に締結された賃料一ケ月金四〇円毎月末持参払の 約であつたが、右賃料はその後改訂されて被控訴人が本件家屋の所有権取得当時は ーケ月金二八九円であった。控訴人が被控訴人に無断で本件家屋の改造をしたのは昭和二六年七月である。控訴人主張の留置権の抗弁事実は否認する。仮に被控訴人に有益費償還義務があるとすれば増加額の償還を選択する。」と述べ、控訴代理人 が「控訴人が本件家屋を昭和二〇年一一月訴外Aから賃料一ケ月金四〇円毎月末持 参払の約で賃借したこと、昭和二七年四月二一日到達の書面で被控訴人がその主張 のような催告並びに条件附賃貸借解除の意思を表示したこと、控訴人が右催告に応 じなかつたことはこれを認めるが、被控訴人のした右賃料の催告は信義則に反し権利の濫用であるから右解除は無効である。なんとなれば、右賃料催告は本訴係属中に被控訴人において賃貸借の存続を前提としてこれを主張してなされたものであるが、一方被控訴人は本訴状に基いて右賃貸借は既に解除せられ存在しないものと手 本件家屋の即時明渡しを請求していたのであつて、このことは換言すれば賃 料の支払は請求しない旨の意思を表示しているものというべく、少くとも賃料は自 今受領しない旨を明白に表示しているものといわなければならない。

このような場合資料を請求するには一応訴訟を取り下げる等賃貸借を存続する意思のあることを明白にした後においてこれをするのが信義誠実な方法というべく、これをなさずにした前記催告のごときは信義則に反し権利濫用に外ならないからである。仮に控訴人と被控訴人間の賃貸借が終了しているとしても、控訴人は昭和二〇年一一月頃から昭利二四年四月頃までの間に当時貸主訴外Aの同意を得て本件家 屋の左記各部分の設置修理をなし、その費用として合計金五四、六〇〇円以上を支 出した。

- 表窓肘掛表腰板表庇(入口の庇は除く)
- 玄関北側の鴨居、敷居、東側の柱、板壁四畳板間の西側の敷居二本
- 三、
- 六畳の間の床板(畳五畳半の広さ)全部 四、
- 五、 仕事場の床板全部

六、 四畳板間の天井板六板、六畳の間、仕事場、玄関の各天井板、棹縁六畳間 二本、仕事場三本、玄関三本

七、 屋根瓦五〇枚

四畳板間の床板(畳三畳半の広さ)全部及び同根太、同束

右各部分の設置修理は当時殆ど全壊状態にあった本件家屋の保存上必要であった ためにしたものであって民法第六〇八条にいわゆる必要費に該当するので、控訴人 は被控訴人に対してその償還を請求するとともに、その弁済を受けるまで本件家屋 を留置する。

仮に右支出が必要費でないとしてもこれにより本件家屋の価値が増加したから有 益費というべきで、支出額が増加額として現存するから、その償還を請求なるとと もに、その弁済を受けるまで本件家屋を留置する。」と述べた外は原判決摘示のと おりである。

証拠として、被控訴代理人は甲第一号証の一、二、第二号証、第二、第四号訂の各一、二、第五、第六号証を提出し、原審での、証人B、A、Cの各証言、被控訴本人の供述、当審での、証人A、Cの各証言、検証の結果を援用し、乙第一、二、三号証は成立を認めるが、乙第四号証は不知と述べ、控訴代理人は乙第一ないし四号証を提出し、原審での、証人Dの証言、控訴本人の供述、当審での、証人D、E、F、Gの各証言、鑑定人Hの監定の結果、鑑定証人Hの証言、検証の結果を援用し、甲第二号証は不知その余の甲号各証は成立を認めると述べた。

控訴人が訴外Aから本件家屋を賃料一ケ月金四〇円毎月末持参払の約で賃借し、その後賃料は改訂されて昭和二六年八月一日以降一ケ月金二八九円になつたこと、控訴人が現にこれを占有使用していることは当事者間に争いがない。そして被控訴人が昭和二五年五月本件家屋を訴外Aから買い受け、昭和二六年七月二〇日所有権保存登記をなすことにより控訴人に対してその所有権を対抗し得るに至るとともに、前記賃貸借を承継したこと、しかしながら昭和二六年七月二七日到達の書面によつて被控訴人のした催告並びに条件附賃貸借解除の意思表示が無効であつて、被控訴人の第一位の請求原因の理由のないことは原判決に示すとおりである。当審での新たな証拠も右判断を左右なるに足りない。

そこで控訴人主張の留置権の抗弁について判断する。原審での証人Dの証言、当審での証人D、E、F、Gの各証言、鑑定人Hの鑑定の結果、鑑定証人Hの証言、検証の結果に弁論の全趣旨を総合すれば、控訴人は本件家産に入居後昭利二四年四月頃までの間に被控訴人主張のようた設置修繕を加え、その費用として金一三、〇〇円を支出したこと及び右支出は本件家屋の保存利用のための必要費であることを認めることができる。右認定を左右するに足る証拠はなく、控訴人の全立証によっても、右認定額を超えて控訴人が出損をしたことを認める心証を惹かない。そうだとすれば控訴人は右必要の弁済を受けるまで物質を記した。

そうだとすれば控訴人は右必要費の弁済を受けるまで本件家屋を留置することができるものといわなければならない。従つて控訴人は被控訴人に対し、被控訴人から金一三、〇〇〇円の支払を受け取るとともに、本件家屋を明け渡す義務がある。

次に控訴人が昭和二六年八月一日から昭和二七年四月二四日(すなわち前記認定の本件賃貸借の終了した日)までの一ケ月金二八九円の割合による賃料を支払つていないことは控訴人の争わないところであるから、控訴人は右未払賃料を支払わた

ければたらない。

議院に負害金の請求について判断なる。被控訴人は本件賃貸借の終了した日の翌日である昭和二七年四月二五日から本件家屋明渡し済みまで、控訴人の不法占拠によつて、一ケ月金二八九円の賃料相当の損害を蒙つていると主張し、右金員の支払を求めるが、前記認定のとおり控訴人は右賃貸借終了以前に弁済期の到来した必要費償還請求債権を有し、本件賃貸借が終了しても右債権の弁済を受けるまで本件家屋を留置し得るのであるから、控訴人は本件家屋を不法に占拠するものということができない。従つて控訴人の不法占拠を前提とする右損害金の請求は理由がない。

されば、被控訴人の本訴請求は前記認定の範囲において正当として認容すべく、 その余(単純明渡しと損害金の請求部分)は失当として棄印すべきで、これと異なる原判決は変更の要がある。

よつて民事訴訟法第三八六条、第九六条、第八九条、第九二条、第一九六条を適 用して主文のとおり判決する。

(裁判長判事 田中正雄 判事 神戸敬太郎 判事 平峯隆)